

工事における社会保険等未加入対策

目的

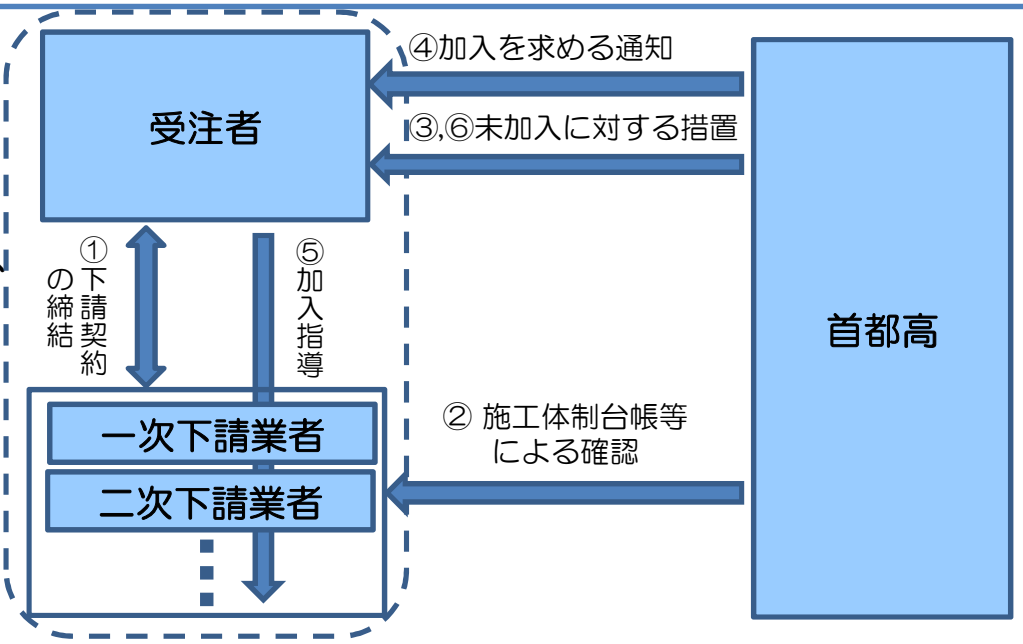
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費（社会保険等）を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

対策

- 工事における元請業者及び下請業者につき、社会保険等^{※1}加入業者に限定
 - ・ 競争参加資格の有資格業者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定
 - ・ 未加入業者との下請契約を原則禁止（契約書に記載）

スキーム

- ①未加入の下請業者との契約を原則禁止
- ②施工体制台帳等で下請業者の社会保険等加入状況を確認
- ③一次下請業者が未加入の場合、受注者に対し措置を実施
（競争参加停止、工事成績評定点の減点）
- ④二次以下の下請業者が未加入の場合、猶予期間^{※2}内に加入を求める通知
- ⑤受注者から加入指導を実施
- ⑥加入がない場合、③と同様の措置を実施^{※3}



※1：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※2：原則30日であるが、加入指導の事実が確認された場合、延長可

※3：二次以下の下請業者が未加入の場合の措置は平成29年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用